

平成 30 年 2 月 28 日  
日本原子力発電株式会社  
東京電力ホールディングス株式会社

## 可搬設備の扱いについて

・新規制基準での重大事故等対策に用いることとしている可搬設備について、下記のとおり考え方を整理した。

### ・可搬設備を用いた事故対応

新規制基準において重大事故等対策に用いる可搬設備は、福島事故時において消防車による注水や可搬バッテリーによる直流電源供給の実績を踏まえ、事故対応における多重性・多様性の確保を目的として導入されているものであり、事故対応時に容易に交換できるような、汎用品や共通仕様品を用いることにより、事故対応におけるフレキシビリティの向上を図っているものである。

また、設備として仕様を共通化することによる汎用性の確保だけでなく、実際の運用において、予め使用箇所で接続しておくことで、事故後の対応において即応することが可能となり、厳しい事故環境下における作業量低減につながるものとする。

### ・可搬設備の管理

可搬設備を用いることによるメリットは、汎用品や共通仕様品を用いることや本設設備と異なる方式の採用による多重性・多様性の確保である。また、可搬設備を予め使用箇所で接続しておくことにより、事故時における速やかな対応が可能となることが想定されるが、この場合には、接続される本設設備への影響を考慮する必要があるため、適切な管理を行うことが必要である。

### ・可搬設備の考え方

可搬設備の考え方について、条件・運用・適用事項に分類し、以下のとおり整理を行った。

#### <可搬設備の条件>

- ・運搬することができるもの（人力・台車・車両等による運搬）
- ・構造において、接続・交換が実施できるような取り合い構造になっており、汎用性の高いもの
- ・運搬や交換に必要な人員や資機材及びアクセス性が確保されるもの

これらの条件を満たすものについて、以下のような運用を行う。

<可搬設備の運用>

- ・使用場所と異なる場所に保管し、事故後に使用場所に運搬して使用する。
- ・使用場所と同じ場所に保管するが、本設設備に物理的に接続されていない状態とし、事故後に接続して使用する。
- ・使用場所と同じ場所で保管、本設設備と物理的に接続されているが、隔離弁等により系統から分離しておき、事故後に隔離を解除して使用する。

これらの運用については、安全上のメリットを得るために相応しい運用を事業者が検討し、有効な方策を採用するものとする。ただし、いずれの運用を採用する場合にあっても、事故対応における操作や本設設備の機能維持に対し、悪影響を及ぼさないことを確実にするため、以下の適用事項を満足させる。

<可搬設備の適用事項>

- ・可搬設備（その可搬が予備の場合を除く）について、予備品を確保する。
- ・予備品の保管場所は、共通要因によって代替する機能を有する常設設備と同時に機能を喪失しない場所を選定する。
- ・通常時に使用場所にあり、物理的に接続され系統的に隔離されているものについては、通常時に本設設備に悪影響を及ぼさないこと、事故時の環境においても、可搬設備を使用する前の段階では、本設設備に悪影響を及ぼさない設計とする（確実に隔離され、影響が相互に及ばない状態とする）。

以上